

令和7年度富山地方労働審議会労働災害防止部会 議事録

- 1 日 時 令和8年3月17日(火) 13:05~13:50
- 2 場 所 富山県民共生センターサンフォルテ研修室 301
- 3 出席者 公益代表委員 石倉委員、大石委員、高木委員
労働者代表委員 石田委員
使用者代表委員 寺山委員、三辺委員
事務局 倉重労働基準部長、川倉健康安全課長
井澤健康安全課長補佐、小森健康安全係長
- 4 議 題 富山労働局第14次労働災害防止推進計画の実施状況について
- 5 資 料 別添のとおり
- 6 議事内容

[井澤健康安全課長補佐] 定刻よりも少し早いですが、只今から、令和7年度富山地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

本日は、第13期委員による初めての労働災害防止部会となりますが、委員の皆様は全員本審の委員でいらっしゃいますので、お手元にお配りしております、委員名簿をご確認いただくことをもって、委員の御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数について御報告申し上げます。

本日は、水野委員が御欠席ですが、地方労働審議会令第8条第3項により部会の議事に準用する、同条第1項に定める出席要件を満たしておりますので、本会が有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たり、富山労働局 倉重労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 富山労働局労働基準部長の倉重でございます。

委員の皆様には年度末の大変御多忙のところ、富山地方労働審議会労働災害防止部会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、富山労働局では、全ての労働者が安全で健康に働くことができるよう、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、「アウトプット目標」、「アウトカム指標」など、様々な目標・指標を立て、その目標達成に向けて取組を行っているところです。

とりわけ、第14次労働災害防止推進計画では、「令和9年までに死亡災害10人未満、死傷災害1,000人未満となることを定着させる」ことを最も大きな目標としているのですが、令和7年の死亡者数は14人、休業4日以上死傷者数は1,243人と、令和7年

は、昨年令和6年に引き続き、目標を達成することができませんでした。

そこで、当局といたしましては、来年度こそは目標を達成すべく取り組んでまいりたいと考えているところです。

本日の会議では、この後、昨年の県内における労働災害発生状況、第14次労働災害防止推進計画の各目標達成状況などにつきまして、御説明させていただきますとともに、委員の皆様から事前にいただいた御意見への回答もさせていただく予定としています。これらの御説明の際には、来年度の当局の取組についても併せてお伝えしたいと考えています。

最後に、本日、委員の皆様からいただいた御意見については、今後の行政運営に役立てていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

[井澤健康安全課長補佐] 本日の部会は、お手元に配付しております議事次第により進めてまいります。

それでは、議事の1、部会長の選出、部会長代理の指名に移らせていただきます。

本日の部会は第13期として初めての部会で、部会長は未選出ですので、部会長を選出していただきたいと存じます。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項に基づき、公益代表委員のうちから、部会に属する委員の皆様へ選挙いただくこととなっておりますが、当部会におきましては、慣例により、委員から御推薦を頂いております。

どなたか、部会長の御推薦を頂けないでしょうか。

[石田委員] 部会長は、石倉委員にお願いしたいと思います。

[井澤健康安全課長補佐] 今ほど石田委員から、部会長に石倉委員、との御提案を頂きましたが、皆様いかがでしょうか。使用者側はいかがでしょうか。

[寺山委員] 異議ございません。

[井澤健康安全課長補佐] 他の委員の皆様も御異議はございませんでしょうか。

[各委員] 異議なし。

[井澤健康安全課長補佐] 異議なしとのことですので、石倉委員に部会長をお願いしたいと存じます。

以後の議事につきましては、富山地方労働審議会運営規程第7条により部会について準用する、第4条第1項に基づき、石倉部会長に、議長として議事を進めていただきたいと存じます。石倉部会長、よろしくお願いいたします。

[石倉部会長] 今ほど部会長に選出いただきました石倉卓子と申します。部会長という大任を全うできるよう、誠心誠意務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、私から、部会長代理を指名させていただきます。部会長代理は、高木委員にお願いしたいと存じます。高木委員、よろしくお願いいたします。

[高木委員] よろしく申し上げます。

[石倉部会長] それでは、議事を進めます。

議事の2、令和7年の労働災害発生状況についてと、議事の3、富山労働局第14次労働災害防止推進計画の実施状況について、事務局から一括して説明してください。

[川倉健康安全課長] 健康安全課長の川倉です。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、議事の2、令和7年の労働災害発生状況についてと、議事の3、富山労働局第14次労働災害防止推進計画の実施状況について、一括して説明させていただきます。この後は着座にて失礼します。

まず、令和7年の労働災害発生状況についてです。大きく3点説明します。

1点目は、全産業合計及び業種別の労働災害発生状況についてです。資料3ページの「第4 労働基準監督署別 労働災害発生状況」をご覧ください。

一番上の「総計」行の「合計」欄の数値が、県内における全産業合計の死亡者数及び休業4日以上死傷者数となります。なお、この後、休業4日以上死傷者数につきましては、単に「死傷者数」ということとします。

県内における令和7年の死傷者数は、全産業合計で1,243人と、前年比35人、率にして2.7%減となる一方、死亡者数は14人と、前年比2人増となりました。特に、表の中ほどの「建設業」を見ていただきますと、死傷者数は147人と、前年比35人、率にして19.2%減となったものの、死亡者数は7人と、前年比1人増となり、全産業合計の14人の半数を占めています。

また、先ほどご覧いただいた「総計」行のすぐ下の「食料品製造業」を見ていただきますと、死傷者数が前年比19人、32.2%増、また、表の下の方の「小売業」をみていただきますと、死傷者数が前年比23人、17.2%増となっており、「食料品製造業」及び「小売業」で、それぞれ大きく増加しております。

このため、令和8年度は、これらの業種について、様々な行政手法を組み合わせながら、労働災害防止に向けた指導等を行っていくこととしております。

2点目は、高年齢労働者の労働災害発生状況についてです。資料5ページをご覧ください。

中ほどのグラフのとおり、60歳以上の高年齢労働者の死傷者数は増加傾向にあり、令和7年の全死傷者に占める割合は35.1%に上っています。特に、上の円グラフを見ていただくとお分かりのとおり、小売業と社会福祉施設で、高年齢労働者の割合が高くなっており、60歳以上の割合は、小売業で56.1%、社会福祉施設で40.4%となっています。

資料8ページをご覧ください。下のグラフのとおり、小売業と社会福祉施設では、「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」による労働災害が多く発生しています。なお、「動作の反動、無理な動作」には、腰痛や、転倒もどき、これは転倒しないよう踏みとどまった際のくじき等をいいますが、こうしたものが分類されます。

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月から、高年齢者の労働災害防止対策が事業者の努力義務となり、併せて新たに「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表されたことから、これを機に、同指針に基づく取組が進むよう、あらゆる機会をとらえて周知、並びに定着に向けた指導等を行ってまいります。

3点目は、職場における熱中症による労働災害発生状況についてです。資料6ページの「第9 富山県における業務上疾病の推移」をご覧ください。

中ほどの10人前後で増減しているグレーの折れ線グラフは、異常温度条件による疾病を示しており、その大部分は熱中症となります。令和7年は、グラフの22人全員が熱中症によるものでした。令和6年の12人も全て熱中症によるものでしたので、令和7年は令和6年より10人増加しています。他の年は熱中症以外のものが含まれている場合がありますが、22人というのは、過去10年で最も多くなっており、県内において過去最多となります。これは、夏季の平均気温が過去10年で最も高かったことが要因と考えています。業種別では、警備業において死傷者数が7人に上ったほか、製造業、建設業及び運送業においても複数の死傷者が発生しています。

このため、令和8年度は、特に熱中症の多発が懸念されるこれらの業種等における熱中症予防対策の指導、周知啓発を行うこととしております。

ここまでの、令和7年の労働災害発生状況の御説明でした。

続きまして、第14次労働災害防止計画の実施状況について説明します。

資料9ページの「富山労働局第14次労働災害防止推進計画の概要」を御覧ください。

富山労働局では、厚生労働省が定める「第14次労働災害防止計画」及び管内情勢を踏まえ、「富山労働局第14次労働災害防止推進計画」を策定し、「死亡災害が年間10人未満、死傷災害が年間1,000人未満となることを定着させる」との目標を掲げるとともに、本省の計画にならい、資料の内側のページに記載しておりますとおり、重点項目ごとに、事業者が実施する取組を数値化した「アウトプット指標」、及びその成果として得られる結果を「アウトカム指標」として目標を設け、これに基づき労働災害防止対策を推進しています。御参考まで、17ページ以降に、推進計画の全文をお配りしておりますので、別途御確認いただければと思います。

当局の推進計画の実施状況につきましては、資料13ページ以降の資料のとおり取りまとめしております。実績は、主に、毎年管内の事業場に作成、提出を求めている「年間安全衛生管理計画書」に設けたアンケートの集計によって把握しています。項目によっては、備考欄に、本省が労働政策審議会安全衛生分科会に報告した全国値を記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

それでは、資料に基づき、ひとつずつ確認してまいります。13ページを御覧ください。まず、全体の労働災害発生状況です。

死亡者数は、「2022年と比較して5%以上減少」とした上で、当局では「10人未満」という目標を掲げておりますが、令和7年の死亡者数は14人となり、目標値をクリアすることはできませんでした。

死傷者数は、「2022年と比較して減少に転ずる」とした上で、当局では「1000人未満」

という目標を掲げておりますが、令和7年の死傷者数は1,243人、コロナを除いても1,213人で、目標値をクリアすることはできませんでした。

次に、アウトプット指標について確認していきます。資料14ページを御覧ください。

「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の1つ目、転倒災害対策に取り組む事業場の割合は、令和7年は50%と、前年より低下しましたが、かろうじて目標の50%をクリアしています。なお、私どもが重点的に取り組んでいる第三次産業においては、実施割合が上昇していることを確認しております。

2つ目、卸・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率は、令和7年は42%と、令和6年の37%より若干改善しましたが、依然として、目標の80%を下回っております。

3つ目、介護・看護作業におけるノーリフトケアを導入している事業場の割合は、令和5年、2023年の21%を目標に設定しておりますが、令和7年は15%と、目標を下回っており、かつ、全国値の61.5%とも大きな開きがある状況です。これについては集計上の問題も考えられるのですが、いずれにしても、後ほど説明しますが、令和7年に社会福祉施設の腰痛が増加しているため、腰痛予防の取組を進めてまいります。

「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」の、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の実施割合は、令和7年も25%と、前年と変わらず、いまだ目標値の50%と大きな開きがあります。法改正により、この4月から高齢者の労働災害防止対策が事業者の努力義務となり、新たな指針も公表されたことから、これを機に、積極的に周知を行ってまいります。

「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」の、外国人労働者に対する教育の実施割合は、令和7年は31%と、令和6年より改善しましたが、目標の50%を下回っております。当局では、外国人労働者の有無によらず、回答のあった全ての事業場を分母として集計しており、このことが実績に影響している可能性もあるため、取組と並行して、実績把握の方法を検討してまいります。

「業種別の労働災害防止対策の推進」の1つ目、陸運業における荷役ガイドラインに基づく措置の実施割合は、令和7年は43%と、令和6年より低下し、わずかながら目標の45%を下回りました。

2つ目、建設業における墜落転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施割合は、令和7年は83%と、令和6年より上昇し、目標の85%まであと少しとなっています。

3つ目、製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害防止対策の実施割合は、令和7年は62%と、令和6年より上昇し、目標の60%を超えました。

「労働者の健康確保対策の推進」の1つ目、年次有給休暇の取得率は、最新の数値は令和6年分となりますが、62%と、目標を下回っている状況にあります。

2つ目、勤務間インターバル導入企業の割合は23%と目標をクリアしています。

3つ目、50人未満の事業場におけるストレスチェック実施割合は、令和7年は43%と、目標値の50%に達しておりませんが、令和6年より上昇し、全国値を上回っています。法改正により、令和10年5月までに50人未満の事業場にも実施が義務化されるため、円滑な施行に向け引き続き周知を行ってまいります。

4つ目、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合は、目標をクリアしています。

資料 15 ページに移って、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」の1つ目、SDS 交付事業場、この SDS というのは安全データシートの略称で、化学物質の成分や危険有害性等を記載した書面、いわば取扱説明書のようなものとお考えいただければよろしいかと思いますが、その SDS を相手方へ交付している事業場の割合は、令和 7 年も 21%と、目標の 80%を大きく下回っています。この項目については、本来、化学物質を製造又は譲渡提供する事業場を分母とすべきところ、的確に対象事業場を抽出することが困難で、化学物質を取り扱っている全ての事業場を対象に集計しているため、低い値になっていると考えております。今後、実績把握の方法を検討してまいります。

2つ目、化学物質に係るリスクアセスメントの実施割合と、3つ目、リスクアセスメント結果に基づく措置の実施割合については、令和 7 年は、前者が 52%、後者が 46%と、いずれも令和 6 年より大きく低下、目標も未達となっています。令和 6 年 4 月に新たな化学物質規制が全面施行されたことを受け、化学物質を取り扱っている認識が事業場側に広まった結果、有効回答事業場数が大幅に増加し、相対的に実施割合が低下したものと考えております。しかしながら、必ずしも十分に定着していないと見られることから、引き続き履行確保が必要と考えています。

4つ目、熱中症予防対策のために暑さ指数を把握している事業場の割合は、令和 7 年は 43%と、目標とした令和 6 年の 36%より上昇しています。

続いて、アウトカム指標についてです。資料 16 ページをご覧ください。

「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の1つ目、転倒による死傷者数は、令和 7 年は 413 人と、令和 6 年より 100 人近く増加し、目標の 359 人を大きく上回り、目標未達となりました。転倒は、年齢が高くなるほど発生する傾向にありますので、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の労働災害防止対策に係る新たな指針を周知の際に、転倒防止も併せて呼びかけを行っていくこととしています。

2つ目、転倒による休業見込日数は、令和 7 年は 37 日と、目標の 40 日を下回り、目標を達成しました。

3つ目、社会福祉施設における腰痛の千人率は、0.64 と上昇しました。腰痛による死傷者数が令和 6 年の 2 人から令和 7 年は 12 人と大幅に増えたことがその要因です。

「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」の、60 歳代以上の死傷者数は、コロナの影響もあり、目標値である令和 4 年、2022 年の人数が 455 人と多くなっているため、目標をクリアしておりますが、令和 7 年は前年より大きく増加し、436 人に上っています。

「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」の外国人労働者の死傷年千人率は、令和 7 年は 4.9 と、令和 6 年の 4.5 より上昇しました。目標値は、毎年本省が公表する全体平均としており、令和 7 年分は未公表のため、目標達成状況は不明ですが、全体平均は過去 2 年とも 2.いくつ、の水準であることから、これを上回ることは間違いないものと思われまます。県内では、製造業や建設業などの比較的労働災害のリスクの高い業種で働く技能実習生等の割合が高く、都会に多いコンビニや飲食店で働く留学生が相対的に少ないため、死傷千人率が高くなっていると考えております。

「業種別の労働災害防止対策の推進」の1つ目、陸運業の死傷者数は、令和7年は114人と、目標値122人をクリアしました。

2つ目、建設業の死亡者数は、令和7年は7人と、目標値4人を達成できませんでした。

3つ目、製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数は、令和7年は79人と、目標値67人をオーバーし、未達となりました。

「労働者の健康確保対策の推進」の1つ目、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、おおむね5年ごとに実施される「就業構造基本調査」で、都道府県別の数値が公表されておりますが、前回調査は令和4年で、令和7年には実施されませんでしたので、空欄としていますなお、令和4年調査では4.2%となっており、目標値5%をクリアしています。

2つ目、仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合については、最新の数値は令和6年分となりますが、69%と、目標値50%をオーバーして、未達となっています。

「化学物質等による健康障害防止対策の推進」の1つ目、化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数については、11人を毎年の目標値としています。令和7年は16人と、前年より増加し、目標値をオーバーして未達となりました。

2つ目、熱中症については、14人を毎年の目標値としています。令和7年は22人に上り、目標値をオーバーし、未達となりました。

全体として、死亡者数、死傷者数とも推進計画に掲げる「死亡災害が年間10人未満、死傷災害が年間1,000人未満」との目標値を達成しておらず、アウトプット指標、アウトカム指標についても、現状のままでは達成が困難であると考えられるものが少なからず存在しているため、より一層の取組を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

[石倉部会長] ありがとうございます。只今、事務局から、議事の2、令和7年の労働災害発生状況についてと、議事の3、富山労働局第14次労働災害防止推進計画の実施状況について、説明がありました。

続きまして、委員の皆様から、事前に御意見を頂いているとのことですので、事務局から紹介してください。

[川倉健康安全課長] まず、高木委員から頂いた御意見を御紹介します。

第14次推進計画の中間年を迎えるにあたり、死亡者数（全業種）が令和6年12人、令和7年14人と、目標値である9人を2年連続で超過しており、目標との乖離が生じている現状を非常に重く受け止めております。特に、令和7年には10代や20代といった将来ある若年労働者の尊い命が失われている事実は、我々も他人事ではなく、強い危機感を持って共有すべき課題であると認識しております。

そこで質問ですが、推進計画の後半戦に向けて、この目標との乖離を埋め、死亡災害を「10人未満」に定着させるために、来年度以降、特に重点的に強化される「実効性のあるアクション」についてお聞かせください。また、我々委員や民間団体が、現場に対

してどのようなメッセージを優先して発信し、足並みを揃えていくべきか、現時点での分析に基づく期待をお伺いできれば幸いです。

この御意見について回答させていただきます。

令和7年は、全産業合計の死亡者数14人のうち、半数の7人が建設業でした。

また、令和6年も、全産業合計の死亡者数12人のうち、半数の6人が建設業でした。

このとおり、死亡災害全体の半数を建設業が占めている状況にあり、14次防の目標達成のためには、建設業における死亡災害を防止することが重要と認識しています。

そのため、令和8年度は、建設業における労働災害防止対策に注力し、例年よりも積極的に建設工事現場への働きかけを実施することとしています。また、労働災害の動向を注視し、増加の兆候が認められた際には、事業者団体に対する労働災害防止の要請を行うなどにより、労働災害の減少を図ります。

労働災害防止のためには、事業者による自発的な安全衛生対策の促進が求められ、安全衛生対策に取り組む事業者が社会に評価されることが重要であることから、そうした機運の醸成に御協力を賜ればと思います。

以上、高木委員からの御意見への回答とさせていただきます。

[石倉部会長] 高木委員、よろしいでしょうか。

[高木委員] ありがとうございます。

[石倉部会長] 今の御意見に関し、他の委員の方は御意見等ありますか。

[大石委員] 目標10人未満ということですが、令和7年労働災害の現状の過去十数年分の状況を見ますと、10人未満を達成しているのは令和5年の1回だけで、逆に平成30年は18人ということで、とび抜けて多くなっています。目標を高め設定しているのだと思いますが、令和5年や平成30年について、少なかったり多かったりした事情があれば教えていただけませんか。

[川倉健康安全課長] この場では回答を持ち合わせておりませんので、別途共有させていただければと思います。

[石倉部会長] ほかに御意見はございますでしょうか。

[寺山委員] 今ほどの回答の中で、例年よりも積極的に働きかける、とコメントがありました。これまでも同様のことをやっておられるのですがどんどん悪化しています。具体的にどのようにやられるかということが、本来大事なところだと思います。健康と安全は何事にも優先されるべきで、目標値を低く設定するのはおかしいのですが、目標を高く設定する中で、いかにそれに近づけていくか、それを具体的にどうするか。広報、周知等、これまでと同様ではだめなので、具体的にどう実効性のあるものをスピーディにやるかということを確認に示していた

だかないと、いつまでも繰り返しになります。

[石倉部会長] ありがとうございます。事務局何かございますか。

[川倉健康安全課長] 貴重なご意見ですので、これを踏まえ対応してまいります。

[石倉部会長] ほかの委員はよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の意見についてお願いします。

[川倉健康安全課長] 次に、石田委員から頂いた御意見を御紹介します。

高年齢労働者の労働災害防止の推進にあっては、関係団体等と連携し作業管理や設備導入等の好事例を情報発信して対策の普及に努めていただくことを要望します。

この御意見について回答させていただきます。

高年齢者の労働災害防止対策につきましては、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法等により、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となり、令和8年4月1日から施行されます。

併せて、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため、新たに「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表されました。同指針では、作業の態様別に職場環境の改善のための措置を定めており、今後、厚生労働省において当該指針に係るリーフレットや業種別の高年齢者の労働災害防止対策マニュアルを作成することとしています。

労働局としましては、今般の改正を機に、新たな指針に基づく取組が進むよう、これらの媒体を活用し、あらゆる機会において積極的に周知を行ってまいります。

以上、石田委員からの御意見への回答とさせていただきます。

[石倉部会長] 石田委員、よろしいでしょうか。

[石田委員] はい、結構です。

[石倉部会長] 今の御意見に関し、他の委員の方は御意見等ありますか。

意見等がないようですので、次の意見についてお願いします。

[川倉健康安全課長] 続いて、寺山委員から頂いた御意見を御紹介します。2件あります。

1件目、近年、高年齢者(60歳以上)の労働災害が増加傾向ですが、地域内の事業場において具体的な改善事例(例えば通路の段差解消、転落防止柵、現場内照度アップ)の状況など教えてください。

また、特定の業種(小売業、社会福祉施設)の災害要因の分析結果があれば教えてください。例えば単なる不注意ではなく、人手不足による作業の過密化や経験の浅い労働者によるものかなどの分析状況。

この御意見について回答させていただきます。

高年齢者の労働災害防止対策の事例としては、介護施設において介護ロボットを活用

しているものや、清掃業においてA Iによる体力診断を導入したものなどがあります。

小売業及び社会福祉施設においては、全死傷者数に占める高年齢者の割合が高くなっており、これらの業種では、資料8ページの下グラフのとおり、「転倒」による労働災害の割合が高くなっています。「転倒」による労働災害は、身体機能の低下や、転倒した際の骨折しやすさのため、高年齢者ほど被災・負傷のリスクが高く、小売業及び社会福祉施設では、こうした労働災害が多いため、高年齢者の割合が高くなっているものと考えられます。

加えて、厚生労働省では、人手不足の中、従来は若年者が担っていた作業を高年齢者が行うことにより、身体機能のミスマッチが起きていることも想定される、と分析しています。なお、経験期間による労働災害発生状況の大きな偏りは見られませんでした。

続けて2件目を御紹介させていただきます。

外国人労働者の死傷千人率の進捗状況を教えてください。

外国人労働者特有の具体的災害防止対策を教えてください。例えば多言語での安全教育教材の整備状況や各国特有の文化・慣習などを踏まえた安全指導の好事例など。

この御意見について回答させていただきます。

富山県内における外国人労働者の死傷千人率は、資料16ページの中ほどの「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」欄に記載していきまして、令和5年と令和6年はともに4.5、令和7年は4.9となっています。また、これらの数値は全体平均よりも高い値となっています。

外国人労働者の労働災害防止対策としては、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行うことや、標識、掲示及び表示等に図解（ピクトグラム）を用いることなどを指導しています。

なお、厚生労働省では、未熟練の外国人労働者の労働災害防止のため、労働者に必要な心構えや基本事項を容易に理解できるようにするための視聴覚教材、これは14言語に対応しておりますが、そうしたものとかが、イラスト等を公表しています。

以上、寺山委員からの御意見への回答とさせていただきます。

[石倉部会長] 寺山委員、よろしいでしょうか。

[寺山委員] はい、結構です。

[石倉部会長] 今の御意見に関し、他の委員の方は御意見等ありますか。

意見等がないようですので、次の意見についてお願いします。

[川倉健康安全課長] 三辺委員から頂いた御意見を御紹介します。2件あります。

1件目、アウトプット指標とアウトカム指標およびアウトカム指標が達成された場合に期待される結果の関係について理解しました。これら指標・目標については、事業者側は認知したうえで取り組んでいるものでしょうか。各事業者への個別目標が課されているものではないと推察しますが、課題感や目標を共有することで推進が図れるのではないかと思います。

この御意見について回答させていただきます。

第14次労働災害防止推進計画につきましては、事業場関係者を集めた説明会などあらゆる機会を活用して周知を行っており、労働局及び各労働基準監督署における周知回数は、令和6年度は231回、令和7年度は2月末現在で230回となっています。

これらの指標・目標は、必ずしも各事業者へ個別目標を課すものではありませんが、事業者の方々と共有することにより、更なる取組の促進が図られると考えられるため、引き続き周知を行ってまいります。

もう1件頂いておりますので、引き続き御紹介させていただきます。

「健康経営優良法人認定制度」は経済産業省の取り組みであると認識しております。事業者側から見た、本推進計画で求められる取り組みと、健康経営（認定制度）で求められる施策の関係をご教示ください。

この御意見について回答させていただきます。

労働局では、自発的に安全衛生対策に取り組む事業場が増加することを期し、安全衛生対策に積極的に取り組む企業を認定する制度「安全衛生優良企業公表制度」を運営しているところです。この「安全衛生優良企業公表制度」を普及させる取組の一環として、広く社会に認知されており、かつ、安全衛生対策と一部内容が重複する「健康経営優良法人認定制度」等の既存の仕組みも活用することとしています。

2023年度、つまり令和5年度には、健康経営優良法人認定における評価項目である健康経営度調査に、転倒災害防止対策についての項目が追加されるなどの連携が図られています。

労働局としましては、事業者が、これらの制度を活用して安全衛生の取組の見える化を図っていただいた上で、主体的に安全衛生対策へ取り組んでいただくことを期待しています。

以上、三辺委員からの御意見への回答とさせていただきます。

[石倉部会長] 三辺委員、よろしいでしょうか。

[三辺委員] はい、理解しました。ありがとうございます。

[石倉部会長] 委員の皆様から事前に頂いた御意見は以上ですが、その他、意見はございますでしょうか。意見等がないようですので、これをもちまして審議を終了します。

[石倉部会長] 最後に、議事録確認委員を指名させていただきます。

本日の議事録につきましては、私のほか、労働者代表委員は石田委員、使用者代表委員は寺山委員に御確認いただくこととしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度富山地方労働審議会労働災害防止部会を閉会いたします。お疲れ様でした。